

課外活動及び課外活動施設利用時の感染拡大防止対策の指針

令和2年8月3日副学長裁定
令和4年7月12日改 正

1 活動時に遵守する感染防止策について

- (1) 活動日の1週間前から当日までの検温をし、37.5度以上の熱があった者は活動に参加しないこと。また、咳嗽、くしゃみ、鼻水、呼吸困難、嗅覚・味覚異常など体調不良が見られる者も参加しないこと。
なお、上記に該当する者は、早めにかかりつけ医など身近な診療機関を受診すること。
- (2) 課外活動中は、活動前後の移動や集合なども含めて、マスクを原則、着用すること。ただし、屋外における活動で、人との距離が2m以上確保できる場合は、マスクの着用を要しない。
なお、マスクを着用して活動を行う場合は以下の点に留意すること。
 - ・人と人との接触を伴う活動や、発声や声援、歌唱等を伴う活動を行う場合は、会話をしない、対面にならないなどの配慮を行った上で活動すること。
 - ・十分な呼吸ができないことによる身体への影響や熱中症の発症などが懸念されるような状況にある場合には、その場に応じた適切な対処を行うこと。
- (3) 活動前後に手指消毒もしくは石鹸による手洗いを行うこと。
- (4) 屋内での活動は、できる限り常時窓・扉を開放する又は2方向の窓を1回数分間程度全開にする。
最低30分おきに、屋内の空気がすべて入れ替わるように換気すること。
- (5) 更衣室など閉鎖空間の使用時はマスク着用をさせ、会話を禁じ短時間で行うこと。また、シャワールームは、当面の間、使用禁止とする。
- (6) 活動終了後に、団体に共有した物（情報機器、楽器、ボールなど）や多くの手が触れる場所（テーブル、ドアノブ等）をアルコール又は次亜塩素酸で清拭消毒すること。
- (7) タオルやコップ、ボトル、マウスピース等の物品の共有は避けること。
- (8) 活動の前後を含め、学生団体としての飲食を伴う会合は行わないこと。

2 学生団体の代表者が管理すべきこと

- (1) 学生団体の代表者（以下、代表者とする）は、所属する学生団体の全ての構成員に上記1を理解させ、その遵守状況を把握し管理すること。
- (2) 代表者は、上記1(1)の体調不良が見られる者を確認した場合は、活動に参加させないこと。
- (3) 代表者は、必要最低限の参加人数及び活動時間を設定し、厳守すること。また、課外活動施設については、別に定める参加人数の基準を守ること。
- (4) 代表者は、活動日毎の参加者名簿（氏名、学生番号、連絡先等）を作成し、学務部学生支援課の求めに応じて一覧を提出すること。
- (5) 参加者に感染者が発生した場合は、下記4(1)に定めたことを行うこと。

3 活動許可について

- (1) 代表者は、「課外活動および課外活動施設利用時の感染拡大防止対策」（別紙）を作成し、活動を希望する5平日前までに学務部学生支援課に提出し、許可を得ること。公認学生団体は、必ず顧問教員の承諾を得ること。また、非公認学生団体は、申請の際に「非公認学生団体届出書」をあわせて提出すること。
- (2) 本指針のほか、学生団体が行う競技等を所管する組織・団体がある場合は、その団体等の指針を遵守することを活動許可の条件とする。
- (3) 感染拡大地域での活動は、原則許可しない。
- (4) 情勢の変化に伴い、許可の取り消しがありうることを承知すること。

4 感染者が発生した場合について

- (1) 参加者の中から感染者または感染が疑われる者を確認した場合は、速やかに代表者は学務部学生支援

課へ連絡し、その指示に従うこと。

- (2) 感染発生の態様に応じて、学務部学生支援課は、課外活動及び課外活動施設使用の停止の範囲を定め、各学生団体へ周知する。
- (3) その後の課外活動及び課外活動施設使用の再開については、学務部学生支援課の指示に従うこと。
- (4) 感染者が発生した学生団体の関係者は、本学ホームページ上の「新型コロナウイルス感染者発生時の対応について」および「学生が新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応」の最新版を確認すること。

(参考) 新型コロナウイルスに対する北海道大学の対応について

<https://www.hokudai.ac.jp/covid-19/staff.html#taiou>

※函館キャンパスについては、「学務部学生支援課」を「函館キャンパス事務部学生担当」と読み替えてください。